

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

新規制基準適合性に係る審査会合等でのご指摘を踏まえるとともに、行政面談を通して確認した申請書記載内容の考え方等をもとに事業変更許可申請書本文における設計方針を充実させるなど、記載内容の追加・充実を図りました。

1. 「火災及び爆発による損傷の防止」の記載内容の追加・充実

「火災及び爆発の防止に関する設計方針」、「火災等の発生防止」、「火災の感知及び消火」、「火災の影響軽減」等の設計方針を具体的に記載。

＜例：「火災の影響軽減」に関する申請書本文への記載充実＞

- ・「火災の影響軽減」については、火災に対する防護対象設備を安全上の重要度等から選定し、防護対象設備を設置する建屋に火災区画を設定し、耐火壁、隔離距離、消火設備等により火災の影響軽減のために適切な設計とする。
- ・また、火災防護対象設備への影響軽減対策の妥当性を「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参考に評価する。

2. 「内部発生飛散物による損傷の防止」の記載内容の追加・充実

内部発生飛散物に対する「防護対象とする安全機能の選定」、「内部発生飛散物の発生要因の設定」、「防護対象とする設備の選定」等の設計方針を具体的に記載。

＜例：「内部発生飛散物の発生要因の設定」に関する申請書本文への記載充実＞

- ・重量物をつり上げて搬送するクレーン等の機器からの、つり荷の落下及び逸走によるクレーン等の機器の落下に伴って発生する内部発生飛散物を対象とする。
- ・ポンプ等の回転機器の異常により回転速度が上昇することによる回転羽根の損壊に伴って発生する内部発生飛散物を対象とする。 など

3. その他

本年8月29日に補正した、「外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻、外部火災、航空機落下）」、「溢水による損傷の防止」、「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の記載に不備があったことから、外部火災の解析結果等に係る評価の見直しを行うとともに、記載内容を修正しました。

以上